

群馬県通正化通信 NO. 199(令和7年7月号)

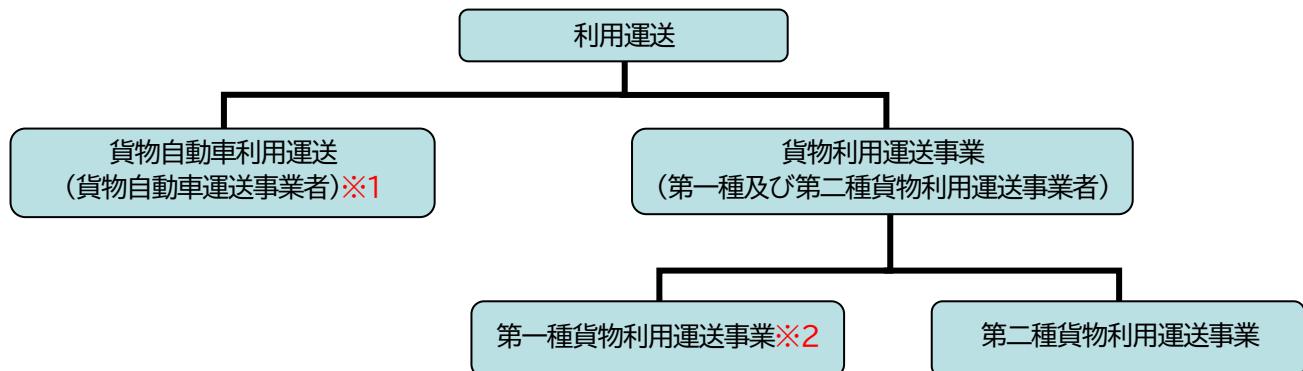
利用運送について

令和7年4月に施行された物流改正法では、トラック事業者の取引に対する規制的措置として荷主等と運送契約締結時の書面交付が義務付けられ、また、元請け物流事業者には真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときに実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けられました。これらの施行に伴い、各事業者から“書面交付内容”や“実運送体制管理簿の作成”など、多くの問い合わせがあります。その中には、“利用運送とは何か”、“利用運送を行う際の手続き”、“自社が利用運送事業者に当たるか”など、利用運送に関する問い合わせも多く見受けられます。

今回は利用運送についてお知らせいたしますので、事業者の皆様には、自社で行っている運送取引内容等を把握のうえ、現状の運送取引が利用運送行為に該当するか、また該当する場合には国土交通省からの認可や登録を受けているか確認をお願いいたします。なお、登録・許可等を取得していない場合には、早急に手続きを行うよう、併せてお願ひいたします。

【 利用運送とは 】

利用運送は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づく「貨物自動車利用運送」と貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）に基づく「貨物利用運送事業」に分類されます。「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を利用してする貨物の運送をいい、「貨物利用運送事業」とは、他人（荷主）の需要に応じ、有償で、利用運送（自らの運送機関を利用し運送を行う者（実運送事業者）の行う運送を利用して貨物を運送すること）を行う事業をいいます。分類すると以下の図のとおりとなります。

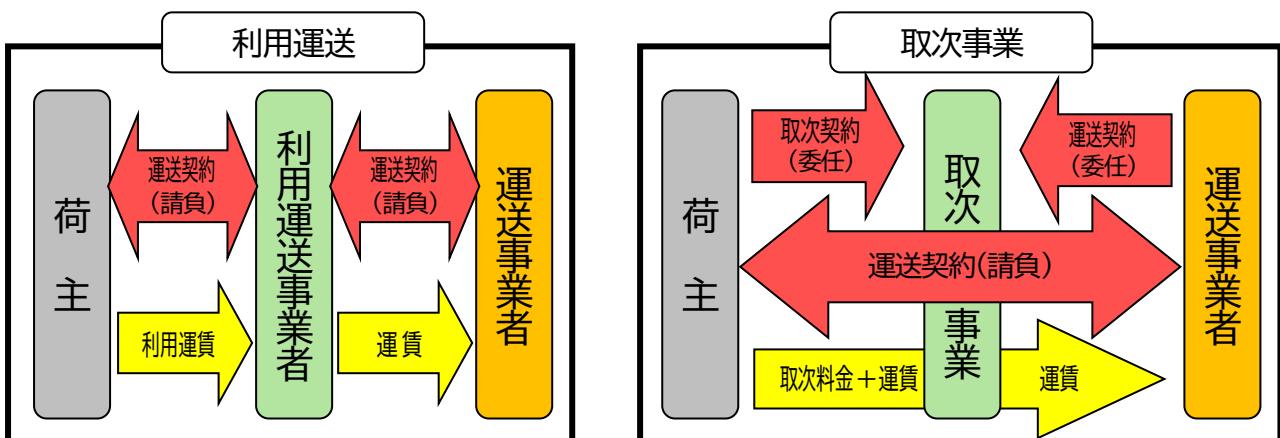


※1：実運送事業者が行う貨物自動車利用運送では、第一種貨物利用運送事業者への運送委託はできません。第一種貨物利用運送事業者に運送を委託する場合には、貨物自動車利用運送事業者も第一種貨物利用運送事業の登録を受ける必要があります。

※2：第一種貨物利用運送事業で行う利用運送では、同じ貨物利用運送事業の種別や運送機関（トラック・鉄道・船舶・航空）で締結した以外の運送委託はできないので注意が必要です。

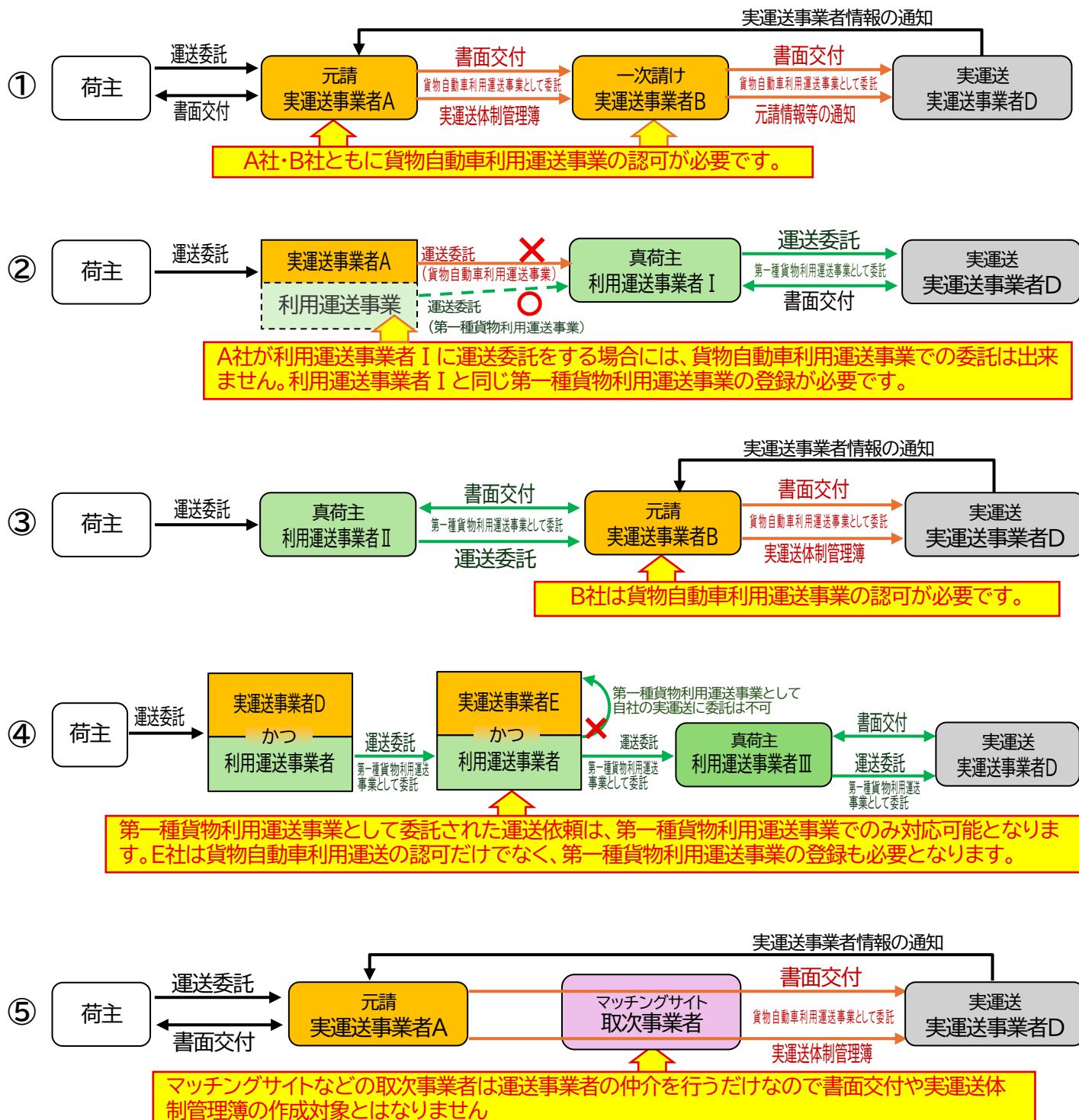
【 利用運送事業と運送取次事業の違い 】

利用運送事業は、他の運送事業者（トラック・鉄道・船舶・航空）の行う運送を利用して、荷主に対する荷物の運送責任を負って有償で運送することをいいますが、運送取次事業は、荷主に対する荷物の運送責任を負わずに有償で運送事業者の行う運送の取次ぎ等行う事業をいいます。運送取次事業は平成15年に規制が廃止され、現在は求車求貨システムなどが該当します。



【 貨物利用運送事業のパターン 】

貨物自動車利用運送事業者は“運送契約時の書面交付”や“実運送体制管理簿”的作成等、以下のパターンを参考に、各社が該当する取り組みを行うようお願いいたします。併せて、各社の運送取引が利用運送事業に該当するかも確認のうえ、貨物自動車利用運送事の認可”や“第一種貨物利用運送事業の登録”を行っていない事業者は、速やかに管轄区域の運輸局長あてに申請手続きを行うようお願いいたします。



上記のパターンのように、令和7年4月から施行された物流改正法に伴う「トラック運送事業者に対する規制的措置」では、貨物自動車運送事業者のみならず、下請け関係に入る第一種貨物利用運送事業者も“運送契約時の書面交付”が必要となります。また、事業者規模に関わらず、真荷主から引き受けた荷物の運送を、一部でも他の貨物自動車運送事業者の運送を利用して行う場合には、法律で定められた利用運送事業の認可・登録を行う必要があります。上記①から⑤で示したパターンは、あくまでも一例です。事業者ごとに取引内容は異なりますので、自社がどのような運送取引を行っているのか十分把握していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関
電話 027-212-8821